

IV

家事事件の概況

1 家事事件の概況

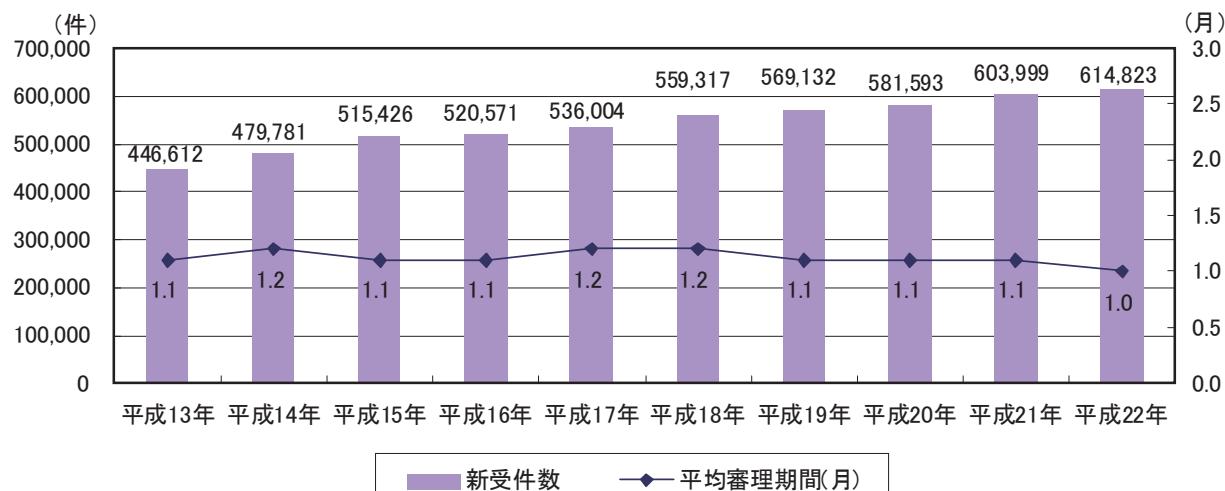
平成22年において家事事件全体の4分の3以上を占める甲類審判事件の平均審理期間は1.0月であり、これに次いで件数の多い乙類以外の調停事件の平均審理期間は4.3月である。乙類審判事件及び乙類調停事件は、平均審理期間が5月を超えるものの近年短縮化傾向にあり、いずれも75%以上は受理から6月以内に終局している。受理から終局までの期間が2年を超える家事事件は、その割合が最も高い乙類審判事件においても2.7%にとどまる。

家庭裁判所における家事事件の概況は、以下のとおりである。

【表1】は、平成22年に既済となった家事事件の事件数及び平均審理期間を示したものである。甲類審判事件の既済件数は61万8281件であり、家事事件全体の4分の3以上を占めるが、その平均審理期間は1.0月であり、大部分が極めて短期に処理されている。乙類審判事件の平均審理期間は5.0月、乙類調停事件の平均審理期間は5.1月であり、甲類審判事件に次いで既済件数の多い乙類以外の調停事件の平均審理期間は4.3月である。

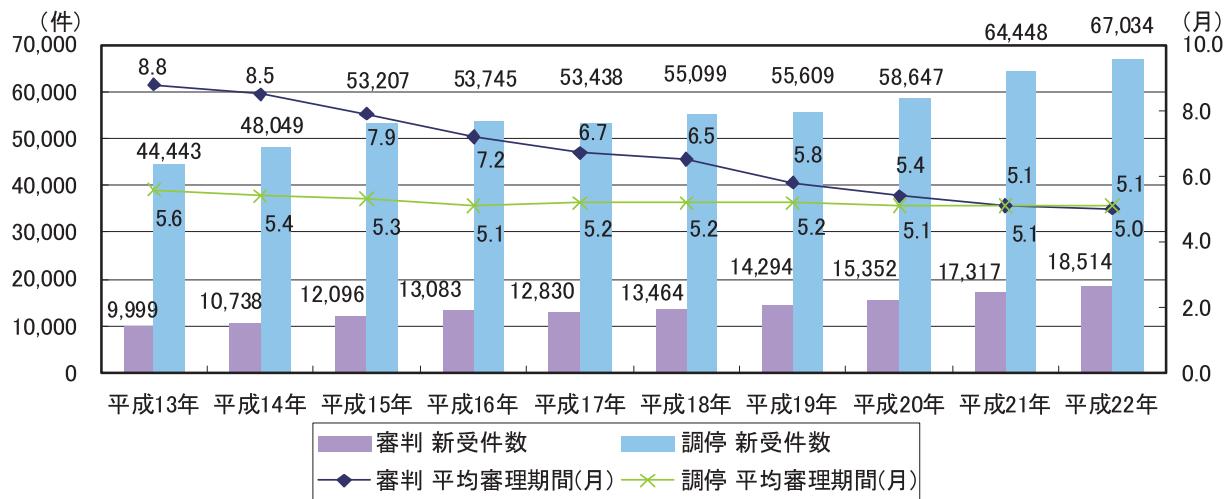
甲類審判事件は、【図2】のとおり、新受件数は61万4823件で、この10年間で1.3倍以上に増加しているが、平均審理期間は1.0月で、おむね1.1月で横ばいで推移している。乙類事件の新受件数も、【図3】のとおり、調停事件が6万7034件、審判事件が1万8514件で、この10年間で、調停事件では1.5倍以上、審判事件では2倍近く増加しているが、平均審理期間は、審判事件が5.0月、調停事件が5.1月で、いずれも短縮化傾向にあり、特に審判事件の平均審理期間の短縮の程度が著しい（平成13年に8.8月であったものが、平成22年までに3.8月短縮した。）。乙類以外の調停事件は、【図4】のとおり、新受件数は7万3523件で、平成15年をピークに平成20年にかけて減少した後、やや増加傾向にあるが、平均審理期間は4.3月で、おむね4.2月前後で横ばいで推移している。

【図2】甲類審判事件の新受件数と平均審理期間の推移

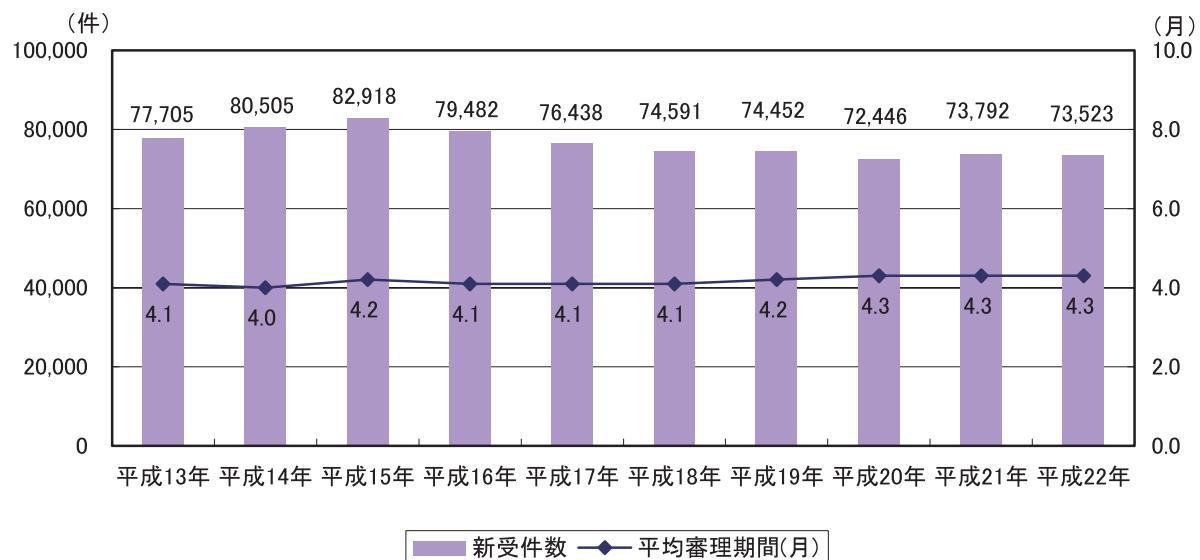


IV 家事事件の概況

【図3】乙類事件の新受件数と平均審理期間の推移



【図4】乙類以外の調停事件の新受件数と平均審理期間の推移



【表5】は、家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合を示したものである。これによれば、最も平均審理期間の短い甲類審判事件においては98%以上の事件が、乙類以外の調停事件においては80%以上の事件が、乙類審判事件及び乙類調停事件においても75%以上の事件が、受理から6月以内に終局している。

受理から終局までの期間が2年を超えるものは、最も割合の高い乙類審判事件においても2.7%にとどまる。

【表5】家事事件の審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
6月以内	608,698 98.5%	13,741 77.4%	49,792 75.4%	59,171 81.2%
6月超 1年以内	7,573 1.2%	2,569 14.5%	11,732 17.8%	11,839 16.2%
1年超 2年以内	1,793 0.3%	956 5.4%	3,715 5.6%	1,786 2.5%
2年超	217 0.04%	477 2.7%	789 1.2%	93 0.1%

【表6】によれば、甲類審判事件は、認容で終局したものが96.8%を占め、他の終局事由はわずかであるが、乙類審判事件は、認容で終局したものは57.6%であり、却下で終局したものが10.7%あるほか、取下げで終局したものは14.7%、「それ以外」で終局したものは17.0%ある。乙類審判事件において「それ以外」の終局事由が多いのは、家事審判法11条に基づき調停に付した事件について、調停が成立したことにより審判事件が当然に終了したとされるもの^{*1}が相当数あるためと考えられる。

【表6】家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	甲類審判事件	乙類審判事件		乙類調停事件	乙類以外の調停事件
総数	618,281 100.0%	17,743 100.0%	総数	66,028 100.0%	72,889 100.0%
認容	598,635 96.8%	10,227 57.6%	成立	38,604 58.5%	34,102 46.8%
却下	2,915 0.5%	1,893 10.7%	不成立	9,487 14.4%	15,687 21.5%
取下げ	13,812 2.2%	2,601 14.7%	取下げ	15,979 24.2%	19,074 26.2%
それ以外	2,919 0.5%	3,022 17.0%	それ以外	1,958 3.0%	4,026 5.5%

*1 この点、訴訟事件を調停に付して調停が成立した場合に、訴えの取下げがあったものとみなされる（家事審判法19条2項、民事調停法20条2項参照）のとは異なっている。

*1 この点、訴訟事件を調停に付して調停が成立した場合に、訴えの取下げがあったものとみなされる（家事審判法19条2項、民事調停法20条2項参照）のとは異なっている。

2 個別の事件類型の概況

2. 1 遺産分割事件の概況

平成22年における遺産分割事件の平均審理期間は12.0月であり、全体の3分の2以上が受理から1年以内に終局している。受理から終局まで2年を超えるものも全体の1割弱存在するが、新受件数が長期的に継続して増加しているにもかかわらず、平均審理期間は短縮化傾向にある。

遺産分割事件の6割以上は調停成立で終局しており、審判に至るものは全体の1割程度である。

遺産分割事件の平均期日回数は6.0回であり、平均期日間隔は2.0月である。

平成22年に既済となった遺産分割事件の事件数^{*2}は、【表7】のとおり1万0849件であり、平均審理期間は12.0月である。審理期間別の事件割合をみると、【表8】のとおり、全体の3分の1以上が受理から6月以内に、3分の2以上が受理から1年以内に終局しているが、終局まで2年を超えるものも全体の1割弱ある。

過去20年間の遺産分割事件の新受件数と平均審理期間の推移をみると、【図9】のとおり、新受件数は著しく増加しているが、平均審理期間は、平成5年をピークに短縮化傾向にある。

【表10】は、遺産分割事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の6割以上が調停成立で終局しており、認容、却下又は分割禁止の審判に至るものは、全体の1割程度である。

【表11】は、遺産分割事件の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。調停期日と審裁判期日とを合わせた平均期日回数は6.0回であり、うち5.3回が調停期日である。平均期日間隔は2.0月である。

【表12】は、遺産分割事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、調査命令のあった事件は全体の11.2%にとどまる。

【表7】 遺産分割事件の事件数及び平均審理期間(民事第一審訴訟との比較)

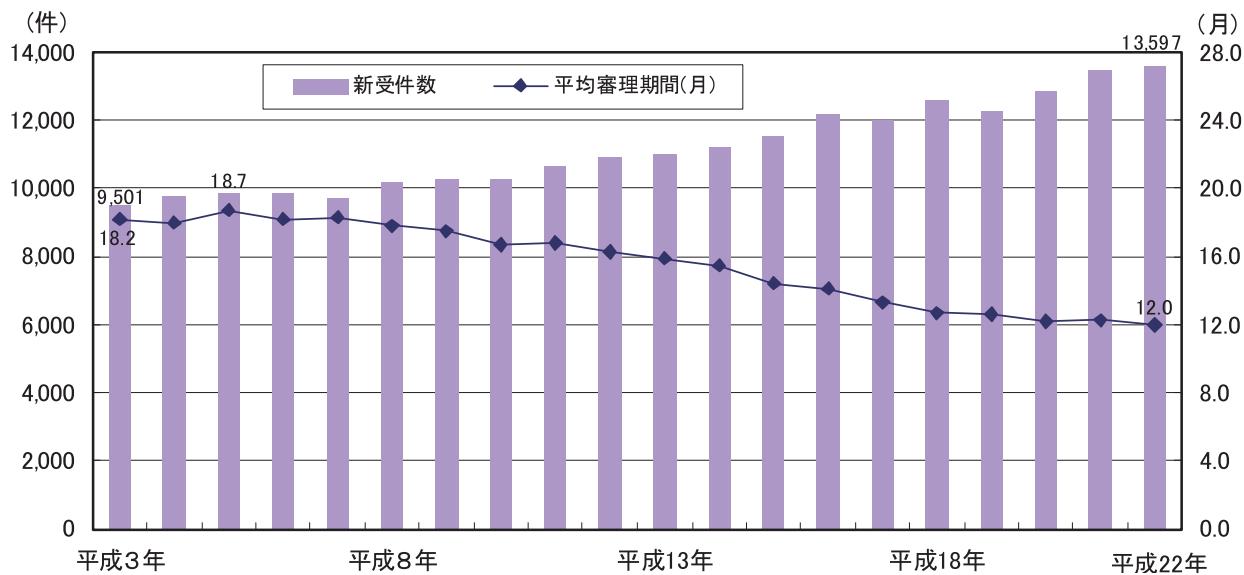
事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	10,849	227,435	91,541
平均審理期間(月)	12.0	6.8	8.3

【表8】 遺産分割事件の審理期間別の事件数及び事件割合(民事第一審訴訟との比較)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	4,048 37.3%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	3,518 32.4%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	2,292 21.1%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	556 5.1%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超	435 4.0%	2,128 0.9%	1,538 1.7%

*2 事件数は、審判、調停の両手続を経た事件についても、これらを通じて1件として計上した数値であり、平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔等の既済事件に関する統計データは、すべてこの計上方法に基づき計算している。

【図9】遺産分割事件の新受件数(審判+調停)と平均審理期間の推移



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

【表10】遺産分割事件の終局区分別の事件数及び事件割合

調停成立	6,879 63.4%
調停をしない	83 0.8%
取下げ	2,659 24.5%
当然終了	30 0.3%
認容	1,136 10.5%
却下	54 0.5%
分割禁止	8 0.1%

【表11】遺産分割事件の平均期日回数及び平均期日間隔（民事第一審訴訟との比較）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	6.0	3.5	4.5
平均調停期日回数	5.3		
平均審裁判日回数	0.7		
平均期日間隔(月)	2.0	1.9	1.8

【表12】遺産分割事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合

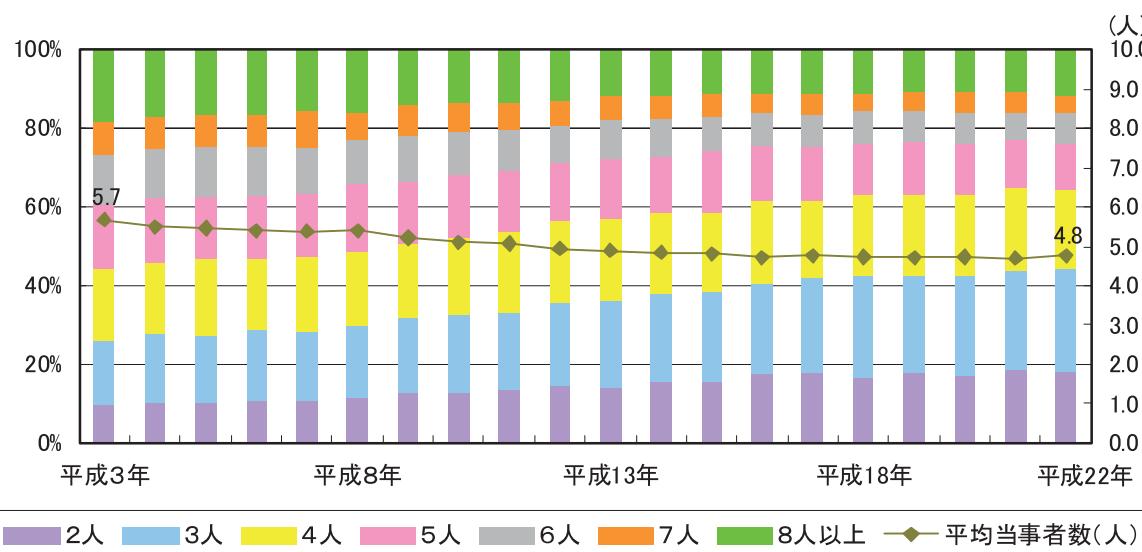
調査命令	あり	1,214 11.2%
	なし	9,635 88.8%

IV 家事事件の概況

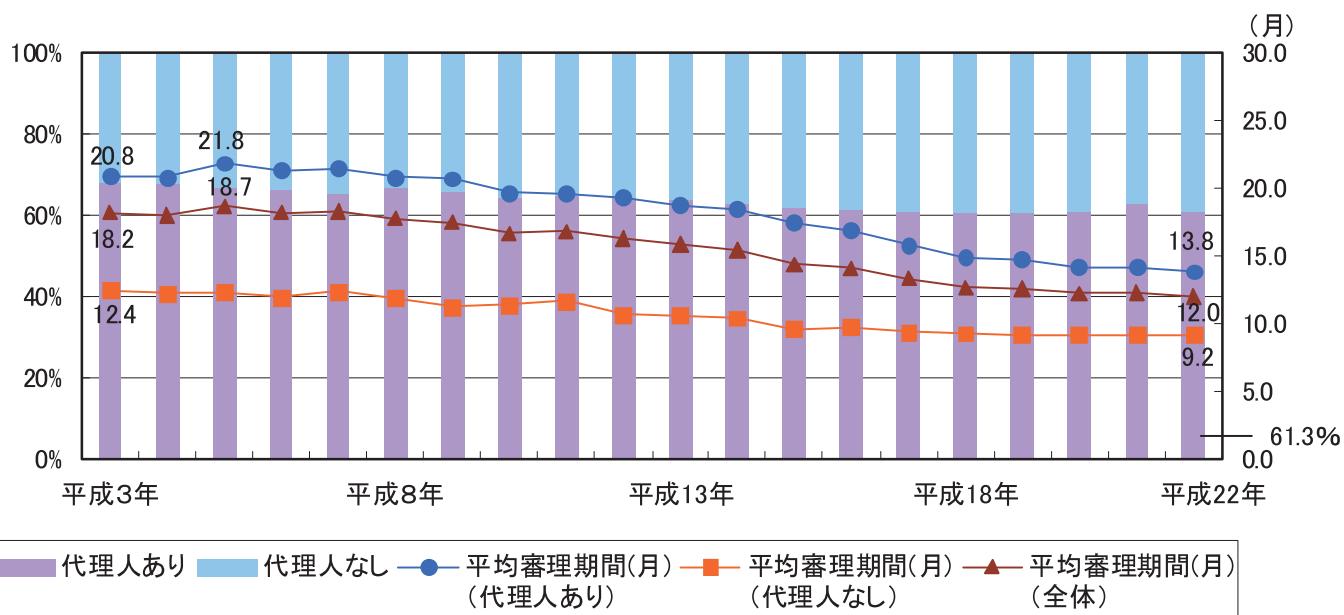
【図13】は、過去20年間の遺産分割事件の当事者数の推移を示したものである。平成22年の平均当事者数は4.8人であり、社会の少子化傾向を反映して、平均当事者数はおおむね減少傾向にある。

【図14】は、過去20年間の遺産分割事件における弁護士代理人の関与率と平均審理期間の推移を示したものである。当事者のいずれかに弁護士代理人が関与している事件の全体に占める割合は、平成22年に終局した事件で61.3%であり、過去20年間にわたり6割台を推移している。弁護士代理人の関与がある事件の方が、同時期の弁護士代理人の関与がない事件よりも平均審理期間が長いのが一貫した傾向であるが、これは、複雑困難な事件に弁護士代理人が関与することになりやすいなどの事情によるものと思われる。

【図13】 遺産分割事件の当事者数の推移



【図14】 遺産分割事件の代理人弁護士関与率と平均審理期間の推移



2. 2 婚姻関係事件の概況

平成22年における婚姻関係事件の平均審理期間は4.5月であり、全体の約97%が受理から1年内に終局している。

婚姻関係事件の約半数は調停成立で終局しており、審判に至るものは全体の約5%である。

婚姻関係事件の平均期日回数は2.9回であり、平均期日間隔は1.5月である。

平成22年に既済となった婚姻関係事件^{*3}の件数^{*4}は、【表15】のとおり7万3782件であり、平均審理期間は4.5月である。審理期間別の事件割合をみると、【表16】のとおり全体の79.6%が受理から6月以内に、97.2%が受理から1年内に終局している。

過去10年間の婚姻関係事件の新受件数と平均審理期間の推移をみると、【図17】のとおり、新受件数は平成19年以降増加傾向にあり、平均審理期間も若干長期化しているが、これは紛争性の高い複雑困難な事件が増えていること等の事情によるものと思われる。

【表18】は、婚姻関係事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の約半数で調停が成立しており、認容、却下の審判に至るものは、全体の約5%である。

【表19】は、婚姻関係事件の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。調停期日と審判断期日とを合わせた平均期日回数は2.9回であり、そのほとんどが調停期日である。平均期日間隔は1.5月である。

【表20】は、婚姻関係事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、調査命令のあった事件は全体の15.2%にとどまる。

【図21】は、過去10年間の婚姻関係事件における弁護士代理人の関与率と平均審理期間の推移を示したものである。当事者の少なくとも一方に弁護士代理人が関与している事件の割合は漸増傾向にあるが、その全体に占める割合は、平成22年でも約3割にとどまる。全般に弁護士代理人の関与がある事件の方が、弁護士代理人の関与がない事件よりも平均審理期間が長いが、これは、複雑困難な事件に弁護士代理人が関与することになりやすいなどの事情によるものと思われる。

【表15】婚姻関係事件の事件数及び平均審理期間

事件数	73,782
平均審理期間(月)	4.5

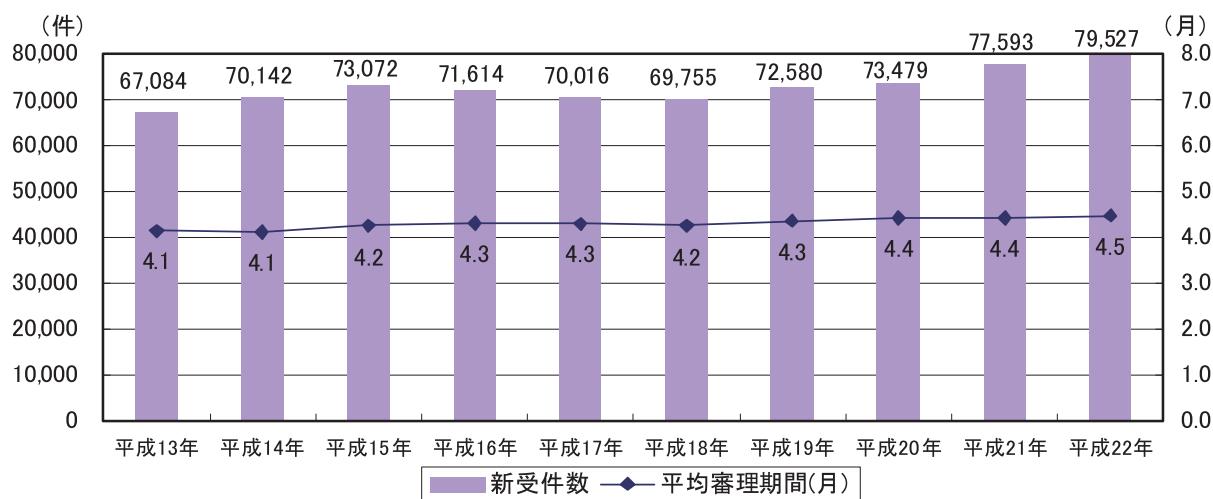
【表16】婚姻関係事件の審理期間別の事件数及び事件割合

6月以内	58,734 79.6%
6月超1年以内	12,962 17.6%
1年超2年以内	1,956 2.7%
2年超3年以内	110 0.1%
3年超	20 0.03%

*3 婚姻関係事件には、乙類以外の調停事件に分類される離婚等調停事件、乙類事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

*4 前掲脚注2に同じ。

【図17】婚姻関係事件の新受件数(審判+調停)と平均審理期間の推移



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

【表18】婚姻関係事件の終局区分別の事件数
及び事件割合

調停成立	38,146	51.7%
調停不成立	11,844	16.1%
調停をしない	707	1.0%
24条審判	74	0.1%
取下げ	19,331	26.2%
当然終了	128	0.2%
認容	3,376	4.6%
却下	176	0.2%

【表19】婚姻関係事件の平均期日回数及び平均期日間隔

平均期日回数	2.9
平均調停期日回数	2.9
平均審判期日回数	0.1
平均期日間隔(月)	1.5

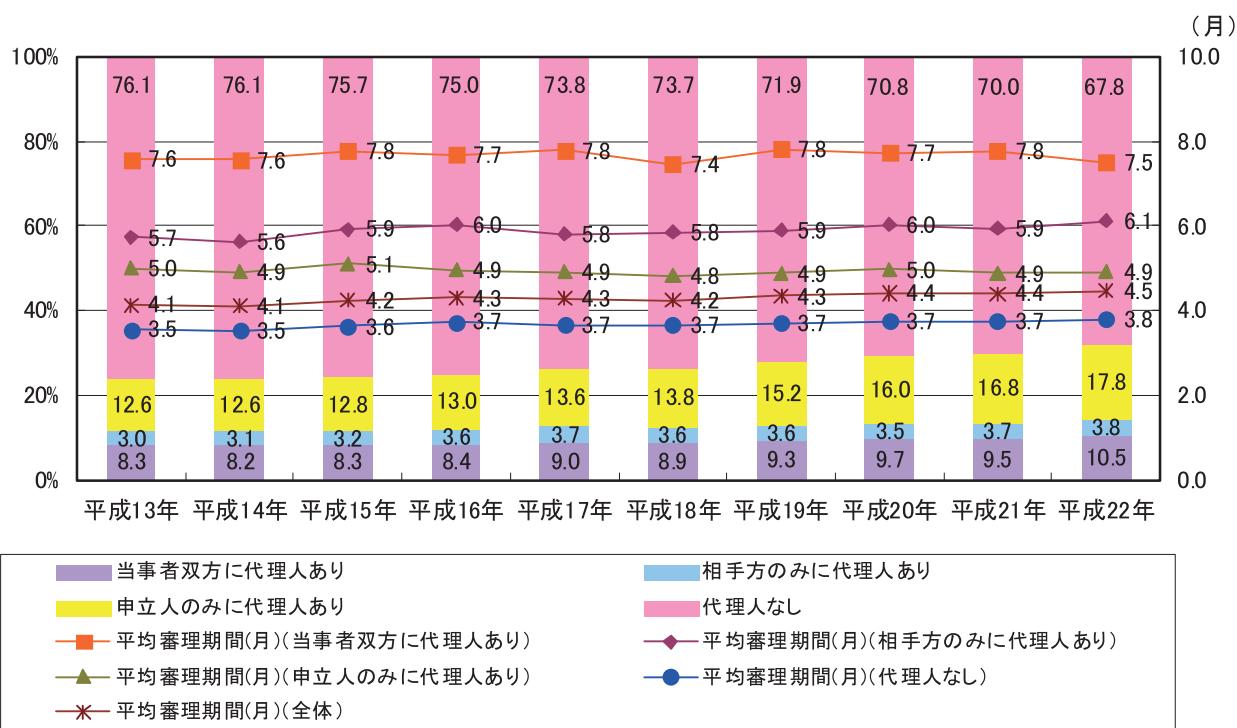
※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

【表20】婚姻関係事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合

調査命令	あり	11,232
	なし	62,550

84.8%

【図21】婚姻関係事件の代理人弁護士関与率と平均審理期間の推移



2. 3 子の監護事件の概況

平成22年における子の監護事件の平均審理期間は4.9月であり、全体の約95%が受理から1年内に終局している。

子の監護事件の約58%は調停成立で終局しており、審判に至るものは全体の13%である。

子の監護事件の平均期日回数は2.9回であり、平均期日間隔は1.7月である。

平成22年に既済となった子の監護事件^{*5}の事件数^{*6}は、【表22】のとおり2万8484件であり、平均審理期間は4.9月である。審理期間別の事件割合をみると、【表23】のとおり、全体の75.9%が受理から6月以内に、94.7%が受理から1年内に終局している。

過去10年間の子の監護事件の新受件数と平均審理期間の推移をみると、【図24】のとおり、新受件数は急増しているが、平均審理期間は4.7月から4.9月前後でおおむね横ばいである。

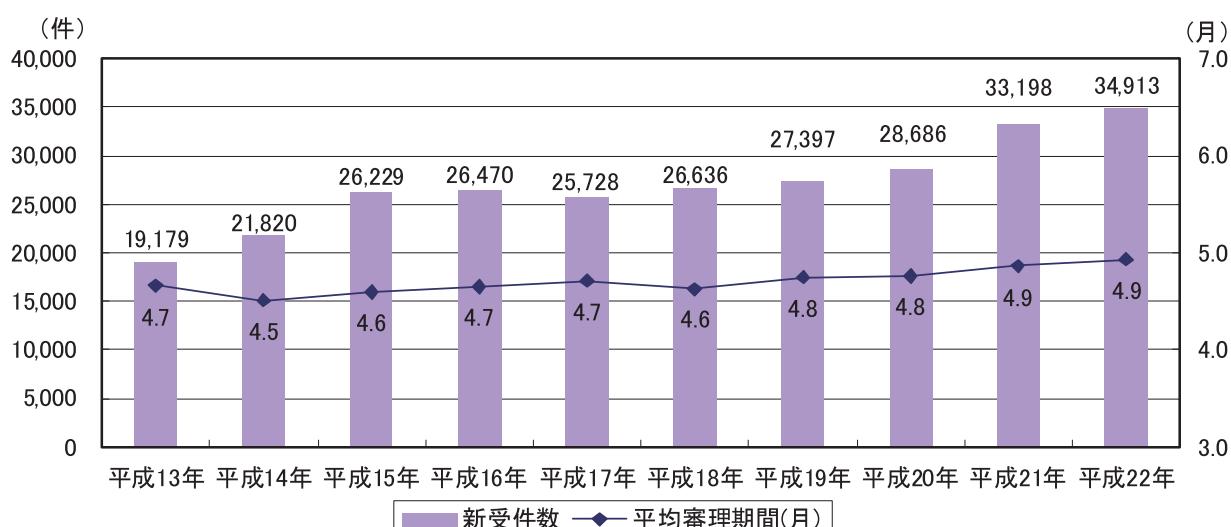
【表22】子の監護事件の事件数及び平均審理期間

事件数	28,484
平均審理期間(月)	4.9

【表23】子の監護事件の審理期間別の事件数及び事件割合

6月以内	21,611
	75.9%
6月超1年以内	5,364
	18.8%
1年超2年以内	1,384
	4.9%
2年超3年以内	111
	0.4%
3年超	14
	0.05%

【図24】子の監護事件の新受件数(審判+調停)と平均審理期間の推移



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

*5 子の監護事件には、養育費請求事件、監護者の指定事件、面会交流事件等が含まれる。いずれも乙類事件である。

*6 前掲脚注2参照

【表25】は、子の監護事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の6割近くで調停が成立しており、認容、却下の審判に至るものは、全体の13.0%である。

【表26】は、子の監護事件の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。調停期日と審判期日とを合わせた平均期日回数は2.9回であり、うち2.6回が調停期日である。平均期日間隔は1.7月である。

【表27】は、子の監護事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、調査命令のあった事件は全体の37.1%であり、他の家事事件よりもその割合が高い。

【表25】子の監護事件の終局区分別の事件数
及び事件割合

調停成立	16,632 58.4%
調停をしない	432 1.5%
取下げ	7,612 26.7%
当然終了	98 0.3%
認容	2,739 9.6%
却下	971 3.4%

【表26】子の監護事件の平均期日回数及び平均
期日間隔

平均期日回数	2.9
平均調停期日回数	2.6
平均審判期日回数	0.3
平均期日間隔(月)	1.7

【表27】子の監護事件における調査命令の有無
別の事件数及び事件割合

調 査 命 令	あり	10,575 37.1%
	なし	17,909 62.9%

